資料5

(需要者スイッチング支援に関する事項)

(システム利用規約に定める事項)

- 第 X1 条 システム利用規約には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - ー スイッチング支援システムに関する基本事項
 - 二 システム化対象業務
 - 三 システムの利用申請方法
 - 四 連絡体制に関する事項
 - 五 個人情報の取扱いに関する事項
 - 六 システムセキュリティに関する事項
 - 七 API 接続テストに関する事項

(スイッチング支援システムの利用義務)

第 X2 条 小売電気事業者および一般送配電事業者は、スイッチング支援システム対象業 務を行う場合には、スイッチング支援システムを利用しなければならない。

(システム利用規約の遵守)

第 X3 条 スイッチング支援システムを利用する事業者は、本指針に定められた事項に加え、別途定められるシステム利用規約を遵守しなければならない。

(供給地点特定番号検索)

第 X4 条 小売電気事業者は、需要者申出に起因する場合を除いて供給地点特定番号の検索を行ってはならない。

(設備情報照会)

- 第 X5 条 一般送配電事業者は、小売電気事業者の要求に応じて当該供給地点特定番号に おける設備情報を提供する。
- 2 小売電気事業者は、需要者の承諾を得た地点における設備情報以外には要求を行って はならない。

(使用量情報照会)

- 第X6条 一般送配電事業者は、当該需要者から承諾を受けた小売電気事業者からの要求 に応じて使用量情報を提供する。
- 2 小売電気事業者は、使用量情報照会を行うにあたり当該需要者からの承諾を受けるとともに、その承諾を受けたことを示す本人確認情報を用いて一般送配電事業者に申込を行う。

3 小売電気事業者は、需要者の承諾を得た地点における使用量情報以外は要求を行って はならない。

(再点申込)

- 第 X7条 小売電気事業者は、需要者より再点希望を受け付けた際、需要者の再点希望日 に遅延することの無いよう速やかに再点申込を行う。
- 2 一般送配電事業者は、小売電気事業者からの再点申込に対し、需要者の再点希望日に 遅延することの無いよう速やかに申込処理を行う。

(廃止申込)

- 第 X8 条 小売電気事業者は、需要者より廃止希望を受け付けた際、需要者の廃止希望日に遅延することの無いよう速やかに廃止申込を行う。
- 2 廃止申込は、遅くとも需要者からの廃止希望を受け付けた翌営業日中に行うこととする。
- 3 一般送配電事業者は、小売電気事業者からの廃止申込に対し、需要者の廃止希望日に 遅延することの無いよう速やかに申込処理を行う。

(同一供給地点における再点・廃止申込アンマッチの解消)

- 第 X9 条 一般送配電事業者は、小売電気事業者から申込まれた再点・廃止申込について、次のア、イに示す場合が生じた際、小売電気事業者と連携してアンマッチの解消を行う。
- ア 再点申込に対し廃止申込がなされず再点希望日を迎える恐れの場合
- イ 再点・廃止希望日が同一かつ再点希望時間が先行している場合
- 2 小売電気事業者は、一般送配電気事業者から連絡を受け前項ア、イに示す場合が生じたことを認識した際、一般送配電事業者と連携してアンマッチの解消に協力する。

(アンペア変更)

第 X10 条 小売電気事業者は、需要者からの申出を受けアンペア変更を行う際、速やかに 一般送配電事業者に変更情報を連携しなければならない。

(需要者・発電者情報変更)

第 X11 条 小売電気事業者は、需要者ないしは発電者から現在登録されている情報に変更が生じた旨の連絡を受けた際、速やかに一般送配電事業者に変更情報を連携しなければならない。

第 X12 条 (スイッチング廃止取次に関する説明)

新たに需要者と契約を締結しようとする小売電気事業者(以下、本章において「新小売電気事業者」とする。)がスイッチング廃止取次を行う場合、需要者に対しスイッチング廃止取次の仕組みを説明する。

- ・需要者が新小売電気事業者にスイッチングの申込を行うことで、新小売電気事業者が 従前の小売電気事業者(以下、「現小売電気事業者」とする。)への廃止依頼を代行して 行うこと。
- ・需要者の都合によりスイッチングを取り止めることとなった場合、需要者はスイッチング希望日より前に、新小売電気事業者に対しその旨を申し出る必要があること。

第 X13 条 (スイッチング廃止取次時の本人確認)

新小売電気事業者は、スイッチング廃止取次にあたり、現小売電気事業者が当該申込み は需要者本人のものであることを確認するための情報として、以下の3点を用いて申込を 行う。

- 現小売電気事業者の契約番号
- ・現小売電気事業者との契約名義
- ・需要者の住所
- 2 スイッチングの申込に際し受領した情報は、申込形態に応じ適切に保管する。
 - ・書面による申込:申込書類を紙もしくは電子データとして保管する。
 - ・電話による申込:音声データ、受付票を紙もしくは電子データとして保管する。
 - ・インターネットによる申込:Web 申込フォーム等のシステム入力データを保管する。
- 3 前項に規定する情報の保管期間は、申込日から起算して最短で3か月とする。

第 X14 条 (スイッチング廃止取次時の不利益事項説明)

新小売電気事業者は、現小売電気事業者との契約を解除することにより需要者が被る可能性のある一般的な不利益事項について説明を行い、需要者の同意の記録を残さなければならない。

- 2 前項の説明を行い、需要者の同意を得たことを申込形態に応じて適切に記録し保管する。
 - ・ 書面による申込:申込書類を紙もしくは電子データとして保管する。
 - ・電話による申込:音声データ、受付票を紙もしくは電子データとして保管する。
 - ・インターネットによる申込:Web 申込フォーム等のシステム入力データを保管する。
- 3 前項に規定する記録の保管期間は、申込日から起算して最短で3か月とする。

第 X15 条 (スイッチング廃止取次時の廃止可否判断)

現小売電気事業者は、新小売電気事業者からの廃止依頼に対し、合理的な理由なく拒否をしてはならない。

- 2 現小売電気事業者は、新小売電気事業者から廃止取次の拒否理由について問合せを受けた際、その拒否理由について説明しなければならない。
- 3 円滑なスイッチングを行うため、廃止取次申込の取得から廃止可否判断、託送廃止申 込までの手続きを速やかに行う。
- 4 現小売電気事業者は、本機関のスイッチング支援システムから新小売電気事業者の廃 止取次申込データを取得し、その内容を確認の上で廃止可否判断を実施し、一般送配電 事業者へ託送廃止申込を行う。
- 5 前項の確認をコアタイム(平日:月~金、祝日・年末年始[12/29~1/3]を除く、9:00 ~17:00 を基本とする)内において原則1時間に1回以上行うこととする。ただしシステムトラブル等、やむを得ない事情がある場合についてはこの限りではない。
- 6 新小売電気事業者は、コアタイムを越えて需要者から申込まれたスイッチング廃止取 次について、翌営業日のコアタイム開始時間に申込まれたものとして廃止取次申込を行ってもよいものとする。
- 7 現小売電気事業者は、コアタイムを越えて新小売電気事業者から申込まれた廃止取次 について、翌営業日のコアタイム開始時間に申込まれたものとして廃止可否判断を行っ てもよいものとする。
- 8 第5項、第6項により、翌営業日に廃止取次申込、廃止可否判断を行う場合であって も、第3項、第4項の規定に従い速やかに実施する。